

消費税 インボイス制度

課税事業者にも免税事業者にも
経営を大きく左右する制度です

大阪府社交飲食業生活衛生同業組合
令和3年10月



現行の消費税制度

●課税事業者

預かった消費税を国に納付する義務がある事業者を「課税事業者」といいます。

●免税事業者

1年間の課税売上高が1千万円以下の小規模事業者は、消費税を計算して納付することが大きな負担となるため、消費税の納税が免除されています。



消費税の原則課税方式

「受け取った消費税」－「支払った消費税」＝納付税額

これを**仕入税額控除**といいます

※ここでの「仕入」とは経費全部のことをいいます

※計算結果がマイナスなら、逆に国から還付されます。

※免税事業者は消費税を納める義務も、消費税を還付してもら
う権利もありません。



消費税の簡易課税方式

売上高が5千万円以下の事業者に認められた制度

「受け取った消費税(A)」- (A×みなし仕入率) = 納付税額

※みなし仕入率

- 第一種事業者(卸売業)⇒90%
- 第二種事業者(小売業)⇒80%
- 第三種事業者(製造業・建設業・農業・林業・漁業)⇒70%
- 第四種事業者(飲食業・その他)⇒60%
- 第五種事業者(サービス業・金融業)⇒50%
- 第六種事業者(不動産業)⇒40%



インボイス制度の導入目的

インボイス制度の導入目的は二つ

● 正確な税額計算

2019年10月1日から消費税の軽減税率が適用されたことにより、事業者がどの商品に何%の税率が適用されるのかを正確に把握し、適正な税額計算を行うため。

● 「益税」と呼ばれる問題が起こりにくい体制を整える

一連の取引の中に免税事業者が存在する場合、消費者が負担した消費税の一部が、納税されずに事業者の手元に残ってしまう問題を指します。



インボイス制度とは

●インボイス(適格請求書)発行事業者に登録

「適格請求書発行事業者の登録番号」等の情報が記載された請求書を保存することが、**仕入税額控除の要件となる。**

言い換えると、税務署で「適格請求書発行事業者」の登録を受けていない事業者への支払いに係る消費税は、仕入税額控除ができない。

●インボイス(適格請求書)発行事業者=課税事業者

課税事業者しか適格請求書発行事業者になることができない。

言い換えると、免税事業者への支払いに係る消費税は、仕入税額控除ができない。



インボイス=「適格請求書」とは

●「インボイス=適格請求書」とは

請求書だけではなく「領収証・レシート」にも対応します。

●「インボイス=適格請求書」を発行するためには

課税事業者選択届出書を提出し、あえて課税事業者を選んで登録申請

⇒「適格請求書発行事業者登録番号」を得る。

●適格請求書の追加記載内容

現行の区分記載請求書の内容に追加する項目

①適格請求書発行事業者の登録番号

②税率ごとに区分した合計の税抜価額または税込価額および適用税率

③税率ごとに区分した消費税額等



インボイス(適格請求書)の例

御 請 求 書

⑥ ○○商事株式会社 御中

下記の通り請求申し上げます

令和5年10月31日

ご請求金額 16,400円

① レストランオーエスアール
 大阪府中央区日本橋2-5-1
 tel06-6641-1636 fax06-6634-2384
 登録番号1234567890123

日付	内容	金額	数	合計額
②10/1	③ご飲食代(2名様)	11,000	1	11,000
10/10	お弁当代※	540	10	5,400
				0
合 計		16,400 (内消費税1,400円)		

※軽減税率対象 ③

10%対象	10,000円 ④	消費税1,000円 ⑤	
8%対象	5,000円	消費税400円	

適格請求書に必要な項目

- ①名称・住所 適格事業者登録番号
- ②取引日付
- ③取引内容(軽減税率の対象品目であること)
- ④適用税率と税率毎に区分した対価
- ⑤税率毎に区分した消費税額
- ⑥請求先名称

参考:国税庁HP

請求書だけでなく領収証にも記載が必要な項目となります



● 適格簡易請求書

小売業や飲食店業など、不特定多数に商品やサービスを提供する事業者については、適格請求書に代わる適格簡易請求書(領収証・レシート)の交付も認められます。
適格簡易請求書は、請求書受領者の氏名または名称を省略できるなど、簡易的な取り扱いになっています。

適格簡易請求書に必要な項目

- (1) 名称・住所・**適格事業者登録番号**
- (2) 取引日付
- (3) 取引内容(軽減税率の対象であること)
- (4)(5) **適用税率**と**税率毎に区分した消費税額**および対価

適格簡易請求書の記載例 よく分かる消費税軽減税率制度参照

(1) ○ ○ ス ー パ ー	
大阪府門真市…	
登録番号 T1234567…	
(2) ××年10月3日	
領 収 証	
(3) トマト ※	130 円
豚肉 ※	609 円
トイレットペーパー	534 円
合計 1,273 円	
(5) 適用税額 または 消費税額 どちらか記載	8%対象 739 円 (4)
	(内消費税額 55 円)
	10%対象 534 円 (4)
	(内消費税額 48 円)
	お預かり 1,500 円
	お釣り 227 円
(3) ※	軽減税率対象



インボイス制度のスケジュール

●事業者側のスケジュール

「適格請求書発行事業者」の登録申請は、令和3年10月1日から受付が始まりました。インボイス制度が始まる令和5年10月1日時点で「適格請求書発行事業者」として登録されるには、令和5年3月31日までに申請書を提出しなければいけません。

そして、適格請求書発行事業者になれば、適格請求書の交付義務及び、交付した適格請求書の写しを保存する義務が発生します。



● 買い手側のスケジュール

令和5年9月30日までは、仕入れ先が課税事業者・免税事業者問わず、仕入税額の100%を控除できます。

しかし、インボイス制度が始まる令和5年10月1日以降は、「適格請求書発行事業者」からの仕入れは、仕入税額の100%が控除できる一方、免税事業者や未登録の課税事業者などからの仕入れについては、段階的に控除が制限されていきます。

期 間	仕入税額から控除できる割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額の80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額の50%
令和11年10月1以降	全額控除不可



インボイス制度の影響

●インボイス制度で最も影響を受けやすいのは、免税事業者

免税事業者は適格請求書を発行できないため、免税事業者から仕入れを行う事業者は、実質的な納税の増大につながります。



免税事業者は、仕入れ側から取引を敬遠されてしまう



売上の減少!

●免税事業者が適格請求書発行事業者に登録しなくてよいケース

たとえば、消費者に対する売り上げや接待費等経費で計上しないお客様しかないような事業者は、消費者に対して適格請求書(領収証)を発行する必要はないので、適格請求書発行事業者の登録をしない方がよいケースとなります。



●簡易課税方式を選んでいる課税事業者への影響

「受け取った消費税(A)」－(A× みなし仕入率)＝納付税額

消費税の計算に仕入先から発行される適格請求書は不要

しかし、自社が登録事業者でない場合は、適格請求書が必要なお客様から取引を敬遠されるリスクを抱えることになる。

其々の事業形態やお客様の状況に応じて判断する必要があります

早い目に専門家等に相談を

●原則課税方式を選んでいる課税事業者への影響

適格請求書発行事業者に登録を忘れるとの仕入税額控除が受けられず、消費税額が増額されます。



令和3年10月1日

適格請求書発行事業者登録スタート

●適格請求書発行事業者登録申請期限

インボイス制度スタート(令和5年10月1日)に適格請求書発行事業者になるための期限は令和5年3月31日まで。

●適格請求書発行事業者登録申請はe-Taxで

個人事業者はスマホからも申請ができますが、事前にマイナンバーカードの取得が必要です。郵送で申請する場合は登録申請用紙をインボイス登録センター宛に郵送して下さい。

国税庁 インボイス制度 特設サイト	インボイス制度 登録申請 手続方法	インボイス制度 登録申請 e-Tax対応の概要	e-Tax web版	インボイス制度 登録用紙 ダウンロード	インボイス制度 登録用紙送付先 インボイス登録 センター所在地
					

